



2023年1月 自動車保険改定のご案内

大同火災海上保険株式会社（以下「弊社」といいます。）では、2023年1月以降保険始期のご契約より、自動車保険の商品改定を実施することいたしましたのでご案内いたします。改定につきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1 商品の改定

対象となる商品

DAY-GO!
くるまの保険

DAP

1 車両保険(車対車+A)の補償拡大

●**当て逃げ等の事故についても補償できるようにしてほしいとお客さまのご要望にお応えし**、従来の「車対車」「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)の対象事故に以下を追加します。

- ① 当て逃げ等の相手自動車の詳細が確認できない事故(駐車中、停車中、走行中を問いません)
- ② ご契約のお車の所有者が所有する他の自動車との衝突・接触
- ③ 動物との衝突・接触



※上記いずれの事故も3等級ダウン事故として取り扱います(飛来中の動物との接触等、1等級ダウン事故に該当する場合を除きます。)
※本特約の正式名称を「車両危険限定補償特約(自動車・動物)」に、「車両危険限定補償特約(A)」とあわせてご契約いただく場合のペットネームを「車両保険(自動車・動物+A)」に変更します。

<衝突事故に関する補償範囲>

			改定前 車両保険(車対車+A)
衝突相手	自動車	ご契約のお車の所有者が所有する他の自動車	×
		詳細不明車(当て逃げ等)	×
	自動車以外	動物	×(注)

○：補償対象 / ×：補償対象外

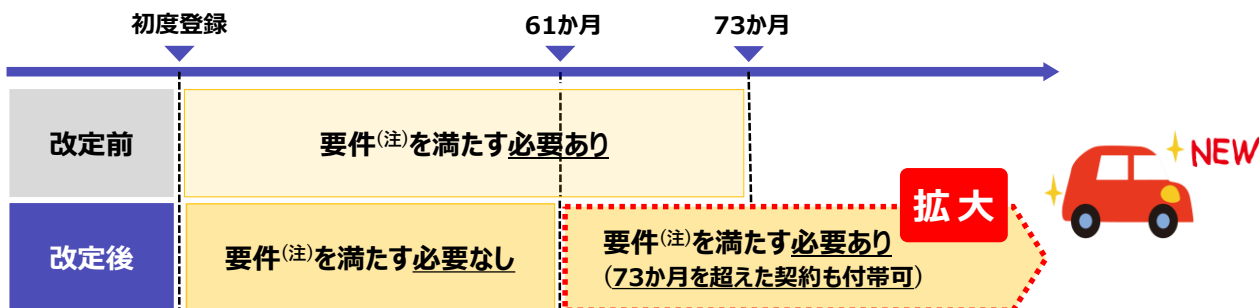
改定後 車両保険(自動車・動物+A)	
○	
○	NEW
○	NEW
×	(注)
○	NEW

(注) 飛来中・落下中の他物との衝突事故は○です。

2 車両新価保険特約の適用期間拡大等

- 満期日時時点で初度登録(初度検査)年月から73か月を超えるお車であっても、要件(注)を満たす場合は車両新価保険特約のご契約を可能とします。
- 満期日時時点で初度登録(初度検査)年月から61か月以内のお車は、要件(注)を満たす必要はありません。

満期日時時点での初度登録(初度検査)年月からの経過月数



(注) 協定保険価額が協定新価保険価額の50%以上の金額であること。

中面および裏面に続きます。

3 車両全損時復旧費用補償特約の新設

- 長年乗ってきたご契約のお車が、事故(盗難を除きます。)により損傷を受けて修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合に、新たなお車を購入するための費用等を補償する「車両全損時復旧費用補償特約」を新設します。
- 既存の「車両新価保険特約」をご契約いただける場合には、時価相当額以上の補償が可能です。経年に伴って当該特約をご契約できなくなる場合があります。本特約の新設により、「車両新価保険特約」を付帯できないお客さまにおいても、お車の買い替え費用や修理費用についてより充実した補償内容でご契約いただけます。
- 下表の復旧費用限度額を限度に、新たなお車の購入費用または修理費を補償します。

	復旧費用限度額
車両保険金額が100万円を超える場合	車両保険金額 + 100万円
車両保険金額が100万円以下の場合	車両保険金額の倍額

※新たにお車を購入し、車両保険金をお支払いした場合には、再取得時諸費用保険金もあわせてお支払いします。
 ※長期契約の場合は各保険年度の保険金額に応じて復旧費用限度額が設定されます。

<「車両全損時復旧費用補償特約」セット有無による支払限度額イメージ>

本特約セットなし	本特約セットあり NEW
<p>車両新価保険特約がセット不可になると、車両保険の支払限度額が大幅に減少していました。</p> <p>車両新価保険特約がセットできなくなったら、支払限度額が一気に下がります。</p> <p>新車保険金額 (300万円) → 車両保険金額 (140万円)</p> <p>車両新価保険特約あり → 車両新価保険特約なし</p>	<p>車両全損時復旧費用補償特約をセットすれば、車両保険の支払限度額を拡大することができます。</p> <p>復旧費用限度額まで補償されます!</p> <p>新車保険金額 (300万円) +100万円(注) → 車両保険金額 (140万円)</p> <p>車両新価保険特約あり → 車両全損時復旧費用補償特約あり</p> <p>(注) 車両保険金額が100万円以上の場合、100万円未満の場合は車両保険金額の2倍が支払限度額となります。</p>

※本特約は始期日時点(長期契約の場合は最終保険年度)の車両保険金額が25万円以上であること等、所定の条件を満たす場合にご契約いただけます。
 ※これまで「車両新価保険特約」をご契約の場合で、更新時に車両保険金額の減少によって「車両新価保険特約」をご契約いただけなくなるときは、前年同条件の補償プランとして本特約をセットしてご案内します(一部のご契約を除きます。)

4 弁護士費用等補償特約(日常生活・自動車事故型)の新設

- 自動車事故の他にも、被保険者が日本国内で発生した偶然な事故で死傷したり、物を壊されたりした場合で、相手方への損害賠償請求を弁護士等に依頼したときや法律相談したときに必要となる費用の実費を補償する「弁護士費用等補償特約(日常生活・自動車事故型)」を新設します。なお、記名被保険者が個人の場合にご契約いただけます。
- 1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。

		【現行】 弁護士費用等補償特約 (自動車事故型) ^(注)	【新設】 弁護士費用等補償特約 (日常生活・自動車事故型) NEW
補償対象となる事故	ご契約のお車に搭乗中の事故	○	○
	他の自動車に搭乗中の事故	○	○
	自動車搭乗中以外の自動車事故	○	○
	日常生活における偶然な事故	×	○ NEW
保険料(定額)		200円(月払)	290円(月払)

(注) 現行の「弁護士費用等補償特約」を「弁護士費用等補償特約(自動車事故型)」に名称変更します。

日常生活における偶然な事故の例



歩行中に自転車にぶつけられケガをした



バックを盗難された(加害者が判明しているケース)



マンションの上の階で水漏れが発生し、家財が汚損してしまった



補償の重複に関するご注意

補償を受けられる方が既に弁護士費用等補償特約(日常生活・自動車事故型)と同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複することがあります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

1 保険料の見直し

- 2021年に損害保険料率算出機構^(注)により参考純率^(注)が改定されたことや、ご契約条件ごとの保険金お支払状況等を踏まえ、保険料の見直しを行います。
- 実際にお客さまにご負担いただく保険料は、個々のお客さまにより引上げとなるケースと引下げとなるケースがあります。

(注) 損害保険料率算出機構は、損害保険の健全な発展を図るとともに、お客さまの利益を保護することを目的として、「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された中立機関です。損害保険の保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」からなりますが、損害保険料率算出機構はこのうち「純保険料率」を算出し、参考値として各保険会社に提供しており、これを「参考純率」といいます。

2 各種割増引の改定

① ノンフリート等級別割増引率の改定

- 2021年の参考純率改定にもとづき、ノンフリート等級別割増引率を見直します。

改定前	等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	新規等級			
																						割増引率 ^(注1) (%)		6S	7S
																						無事故	事故有		
		+64	+28	+12	-2	-13	-19	-30	-40	-43	-45	-47	-48	-49	-50	-51	-52	-53	-54	-55	-63	+4	-34		

改定後	等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	新規等級			
																						割増引率 ^(注1) (%)		6S	7S
																						無事故	事故有		
		+108	+63	+38	+7	-2	-13	-27	-38	-44	-46	-48	-50	-51	-52	-53	-54	-55	-56	-57	-63	+3	-38		

割増引率の縮小または割増率の拡大

割増引率の拡大または割増率の縮小

(注1) +は割増率、-は割引率を表します。

② 新車割引の区分変更と割引率見直し

- 直近のリスク実態にもとづき、新車割引の割引率を見直します。
- 等級区分について、従来の「6等級(S)」、「7等級(S)」、「6等級(S)・7等級(S)以外」の3区分から「6等級(S)」、「6等級(S)以外」の2区分とします。

期間 ^(注2)	改定前												改定後								
	6等級(S)				7等級(S)				6等級(S)・7等級(S)以外				6等級(S)				6等級(S)以外				
	対人	対物	人傷	車両	対人	対物	人傷	車両	対人	対物	人傷	車両	対人	対物	人傷	車両	対人	対物	人傷	車両	
自家用 (普通・小型) 乗用車	25か月以内	36%	28%	44%	33%	18%	16%	30%	17%	17%	8%	26%	4%	41%	34%	46%	38%	10%	5%	21%	10%
	26か月～49か月	21%	21%	33%	30%	18%	16%	21%	13%	7%	7%	17%	1%	28%	27%	31%	31%	11%	5%	15%	10%
自家用 軽四輪 乗用車	25か月以内	38%	31%	34%	33%	23%	20%	18%	12%	18%	13%	16%	4%	33%	31%	30%	27%	8%	7%	13%	1%
	26か月～49か月	35%	19%	34%	29%	19%	19%	18%	12%	14%	6%	16%	1%	18%	16%	23%	26%	10%	6%	10%	1%

(注2) 初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する月までの期間をいいます。

※傷害一時金および搭乗者傷害の割引率は、人身傷害補償保険の割引率と同一となります。

③ 「運転者本人限定割引の新設」および「運転者本人・配偶者限定割引の割引率改定」

- 運転者を本人(記名被保険者)のみに限定する割引として、「運転者本人限定割引」を新設します。
- 従来は全補償種目で共通の割引率としていましたが、補償種目別のリスク較差を反映し、割引率を補償種目別に細分化します。

	改定前		改定後	
	運転者本人・配偶者限定割引		運転者本人限定割引	運転者本人・配偶者限定割引
対人	6%		約10%	約7%
対物	6%		約8%	約5%
人傷	6%		約13%	約10%
車両	6%		約8%	約5%

※傷害一時金および搭乗者傷害の割引率は、人身傷害補償保険の割引率と同一となります。

●下表のとおり改定を実施します。各項目の詳細および下表以外の改定内容については、代理店または弊社までお問い合わせください。

項目	概要	DAY-GO! くるまの保険	DAP
(1) 事故・故障時代車費用補償特約の補償範囲拡大	「事故・故障時代車費用補償特約」について、車両保険の付帯有無にかかわらず、事故時の代車費用を一律補償します(レッカー搬送の有無は問いません。)	○	○
(2) 人身傷害補償保険等の改定	<ul style="list-style-type: none"> ●人身傷害補償保険の保険金額が「無制限」以外の場合、重度後遺障害^(注)が生じて介護が必要となったときは「保険金額の2倍」を限度に補償します。 (注) 普通保険約款後遺障害等級表の1の第1級もしくは第2級または同表の2の第1級、第2級、第3級(3)もしくは(4)の後遺障害をいいます。 ●傷害一時金条項に「他の保険契約等がある場合の保険金の支払額」の規定を追加します。 	○	○
(3) 人身傷害の被保険自動車外事故補償特約の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が常時使用する自動車でない場合、「二輪自動車および原動機付自転車」を対象とします。 ●被保険者に含まない事故を「受託している自動車の運行に起因する事故」、「受託している自動車に搭乗している間の事故」に限るよう改定します。 	○	○
(4) 無保険車傷害特約の改定	<ul style="list-style-type: none"> ●支払限度額を「2億円」から「無制限」に見直します。 ●本特約の補償範囲を人身傷害補償保険と同様の補償範囲となるよう見直します(「車外リスク」を補償する場合は、「人身傷害の被保険自動車外事故補償特約」のセットが必要になります。) ●特約名称を「無保険車傷害特約(車内・車外)」から「無保険車傷害特約」へ変更します。 	○	○
(5) 日常生活賠償責任特約の補償範囲拡大	<p>「日常生活賠償責任特約」の補償対象に以下の損害賠償責任を追加します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①他人から預かった物・レンタル品の受託品等の管理財物を損壊したことによって被保険者が負担する損害賠償責任 ②電車等を運行不能にした場合に被保険者が負担する損害賠償責任 ③別居の未婚の子等(被保険者)の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する事故による損害賠償責任 	○	—
(6) 車両保険のノーカウント事故の対象範囲拡大	「車両保険の無過失事故の取扱いの特則」によりノーカウント事故として取り扱う対象に、もらい事故等で「車両新価保険特約」や「修理支払限度額設定特約」の保険金額を上回る補償を提供する場合は追加します。	○	○
(7) ノンフリート多数割引の適用緩和(9台以下フリート契約への適用)	総付保台数が9台以下のフリート契約者において、ノンフリート多数割引が適用されます。	—	○
(8) 運転者本人限定特約付帯時のゴールド免許割引率の改定	運転者本人限定特約を付帯した場合のゴールド免許割引率を15%に拡大します。	○	—

Web約款のご案内

地球環境保護等の観点から、2023年1月1日以降始期契約より、「ご契約のしおり(約款)」については、原則Web約款(ホームページ)で閲覧いただく方式としています。ご契約のお申込みに際しては、書面での閲覧をご希望される場合にのみ申込書等の所定の欄に「○」印を付けていただきます。

- ※ このチラシは自動車保険の改定内容の概要を記載したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。
 ※ 「DAY-GO! くるまの保険」は個人用総合自動車保険、「DAP」は一般自動車保険、「DPD」は自動車運転者保険の略称です。



この島の損保。

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

(ホームページアドレス) <https://www.daidokasai.co.jp/>

(お問い合わせ・ご相談) 0120-671-071 (お客さま相談センター)

受付：平日 午前9時～午後5時(※土・日・祝日、12/31～1/3)

お問い合わせは